

国立大学法人岩手大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当法人が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、規程の額に当該役員の業務に対する貢献度等を考慮して、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	<div style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">}</div>	国家公務員の支給割合に合わせるため、期末特別手当について、6月期を0.05月分減額し、12月期を0.05月分増額した。
理事		国家公務員の支給割合に合わせるため、期末特別手当について、6月期を0.05月分減額し、12月期を0.05月分増額した。
理事(非常勤)		該当者なし
監事		該当者なし
監事(非常勤)		改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,945	千円 11,689	千円 4,166	千円 89(寒冷地手当)			
A理事	千円 12,438	千円 9,101	千円 3,174	千円 49(通勤手当) 89(寒冷地手当)			
B理事	千円 9,393	千円 7,578	千円 1,726	千円 89(寒冷地手当)	平成23年6月5日		
C理事	千円 8,194	千円 6,516	千円 1,627	千円 51(寒冷地手当)	平成23年7月1日		

D理事	千円 12,798	千円 5,664	千円 3,216	千円 1,388(管理職手当) 1,361(地域手当) 510(扶養手当) 75(通勤手当) 492(単身赴任手当) 89(寒冷地手当)	平成23年4月1日	◇
E理事	千円 3,263	千円 1,641	千円 1,559	千円 4(通勤手当) 58(単身赴任手当)	平成23年6月4日	
F理事	千円 3,205	千円 1,641	千円 1,559	千円 4(通勤手当)	平成23年6月4日	
A監事 (非常勤)	千円 1,044	千円 1,044	千円 0	千円 0 ()	平成24年3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 1,392	千円 1,392	千円 0	千円 0 ()	平成23年11月1日	
C監事 (非常勤)	千円 841	千円 841	千円 0	千円 0 ()	平成23年10月31日	

注1: 「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

注2: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	
監事 (非常勤)						該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い当法人で決定した予算の範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費の大部分が国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を充分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績を考慮し、昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率を決定している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇給	昇給日(毎年1月1日)前1年間に係る当該職員の勤務成績により、5段階の昇給区分により決定された区分により昇給する号俸が決定する。(給与法等を準用)
昇格	特に勤務成績が優秀で、かつ法人が定める必要経験年数を有している者は上位の級に決定することができる。(給与法等を準用)
勤勉手当	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(給与法等を準用)

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- ・ 女性教員を対象とした「両住まい手当」を新設した。(月額23,000円)
- ・ 附属学校教員に係る教育実習等指導手当額(日額)を、720円から1,000円に引き上げた。
- ・ 国家公務員の給与改正に準じ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に、日曜日又はこれに相当する日の勤務時間を含めた。
- ・ 入試手当について、大学入試センター試験における試験場本部、試験監督、救護、警備の各業務に係る手当額(日額)について次のとおり引き上げた。
 - ・ 試験場本部…13,000円から15,000円に引き上げた。
 - ・ 試験監督…8,000円から10,000円に引き上げた。
 - ・ 救護…5,000円から7,000円に引き上げた。
 - ・ 警備(学生正副委員長)…8,000円から10,000円に引き上げた。
 - ・ 警備(上記以外)…5,000円から7,000円に引き上げた。
- ・ 入試手当について、大学入試センター試験における試験場本部、試験監督、救護、警備の各業務について、学部長、評議員、事務の部課長などの管理職手当支給者については、手当の支給の対象外となっていたが、手当の対象とした。
- ・ 入試手当について、一般入試・特別入試における採点業務(試験区分毎)に係る1回当たりの手当額について、4,000円から8,000円に引き上げた。

H24.3.31

- ・国家公務員の支給割合に合わせるため、「一般職員」に対する期末手当について、6月期の支給割合は、0.025月分減額し、12月期は0.025月分増額した。勤勉手当については、6月期の支給割合は0.025月分減額し、12月期は0.025月分増額した。
- ・国家公務員の支給割合に合わせるため、「特定管理職員」に対する期末手当について、6月期の支給割合は、0.025月分減額し、12月期は、0.025月分増額した。勤勉手当については、6月期の支給割合は、0.025月分減額し、12月期は0.025月分増額した。
- ・国家公務員の給与改正に準じ、派遣職員の給与を改正した。
- ・国家公務員の給与改正に準じ、病気休暇90日経過後の俸給半減等の規定を改正した。
- ・国家公務員の給与改正に準じ、平成23年4月1日において43歳に満たない一定の職員を対象に、俸給月額を1号俸上位に調整した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

[年俸制適用者以外]

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 663	歳 46.4	千円 7,190	千円 5,345	千円 49	千円 1,845
事務・技術	人 227	歳 41.1	千円 5,310	千円 4,008	千円 61	千円 1,302
教育職種 (大学教員)	人 366	歳 50.7	千円 8,523	千円 6,283	千円 41	千円 2,240
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属特別支援学校教員)	人 20	歳 43.4	千円 6,942	千円 5,257	千円 53	千円 1,685
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 44	歳 39.8	千円 6,211	千円 4,702	千円 50	千円 1,509
その他	人 4	歳 41.8	千円 4,861	千円 3,654	千円 38	千円 1,207
再任用職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 20	歳 46.1	千円 4,263	千円 3,265	千円 123	千円 998
事務・技術	人 11	歳 49.0	千円 3,647	千円 2,749	千円 94	千円 898
プロジェクト職員	人 8	歳 42.4	千円 5,196	千円 3,936	千円 178	千円 1,260
特命研究科教授・准教授	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員及び任期付職員については、該当者がいないため記載を省略した。

注3: 常勤職員の「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、該当者がいないため記載を省略した。

注4: 再任用職員及び非常勤職員の「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、該当者がいないため記載を省略した。

注5:常勤職員の「技能・労務職種」及び再任用職員の「事務・技術」並びに非常勤職員の「特命研究科教授・准教授」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注6:常勤職員の「その他」については、該当者が少数のために独立した職種として公表することが適当でないと判断した職種(附属学校所属の栄養士及び保健管理センター所属の保健師)を示す。

〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
非常勤職員	人 5	歳 49.3	千円 5,024	千円 5,024	千円 0	千円 0
プロジェクト職員	人 4	歳 45.5	千円 5,530	千円 5,530	千円 0	千円 0
民間等退職者雇用職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため記載を省略した。

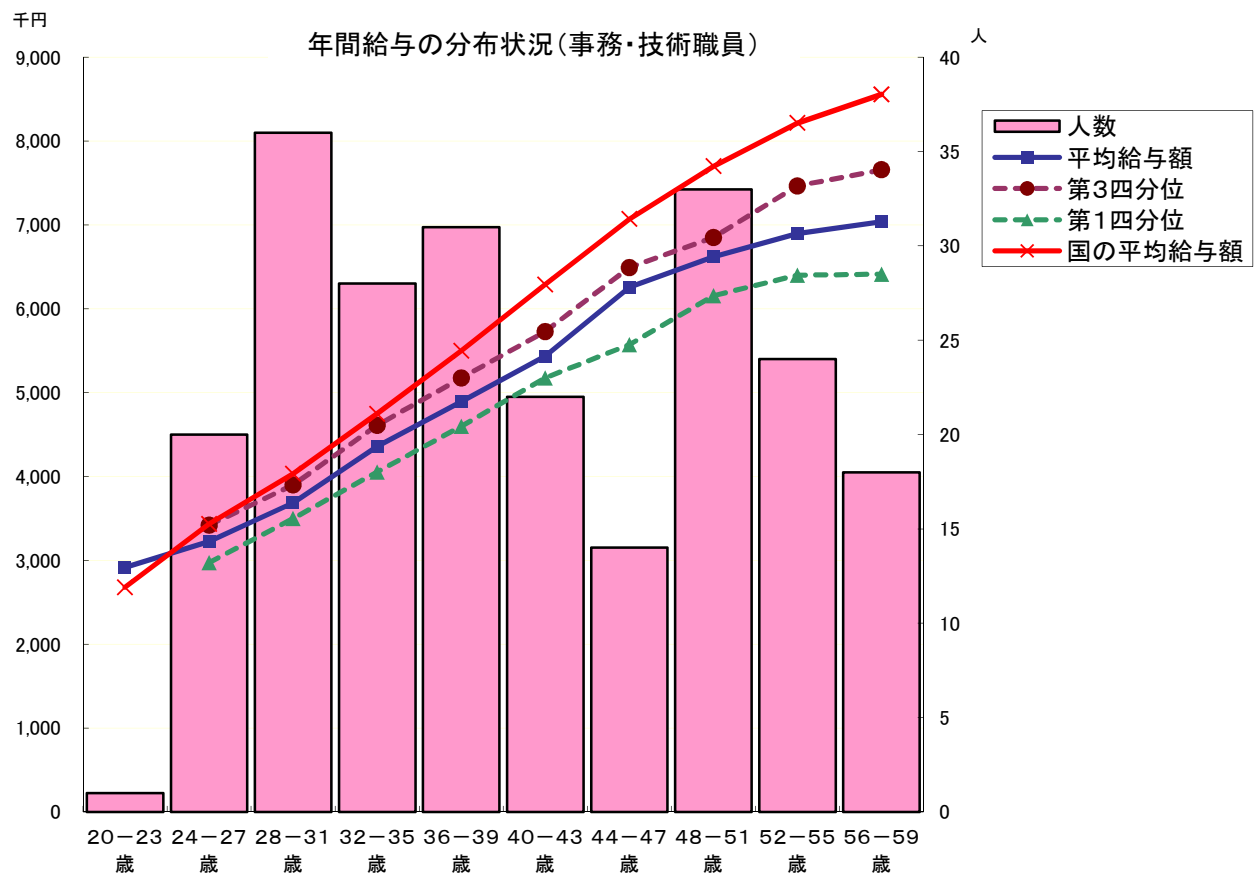
注2:非常勤職員の「事務・技術」、「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、該当者がいないため記載を省略した。

注3:非常勤職員の「民間等退職者雇用職員」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:「プロジェクト職員」とは、「研究成果の技術移転による新たな事業及び企業の創出に関する支援業務」又は「産学官による共同研究」に従事する職員を示す。

注5:「民間等退職者雇用職員」とは、民間企業、地方自治体等を定年等により退職した者について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するために特に必要と認めて採用した職員を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

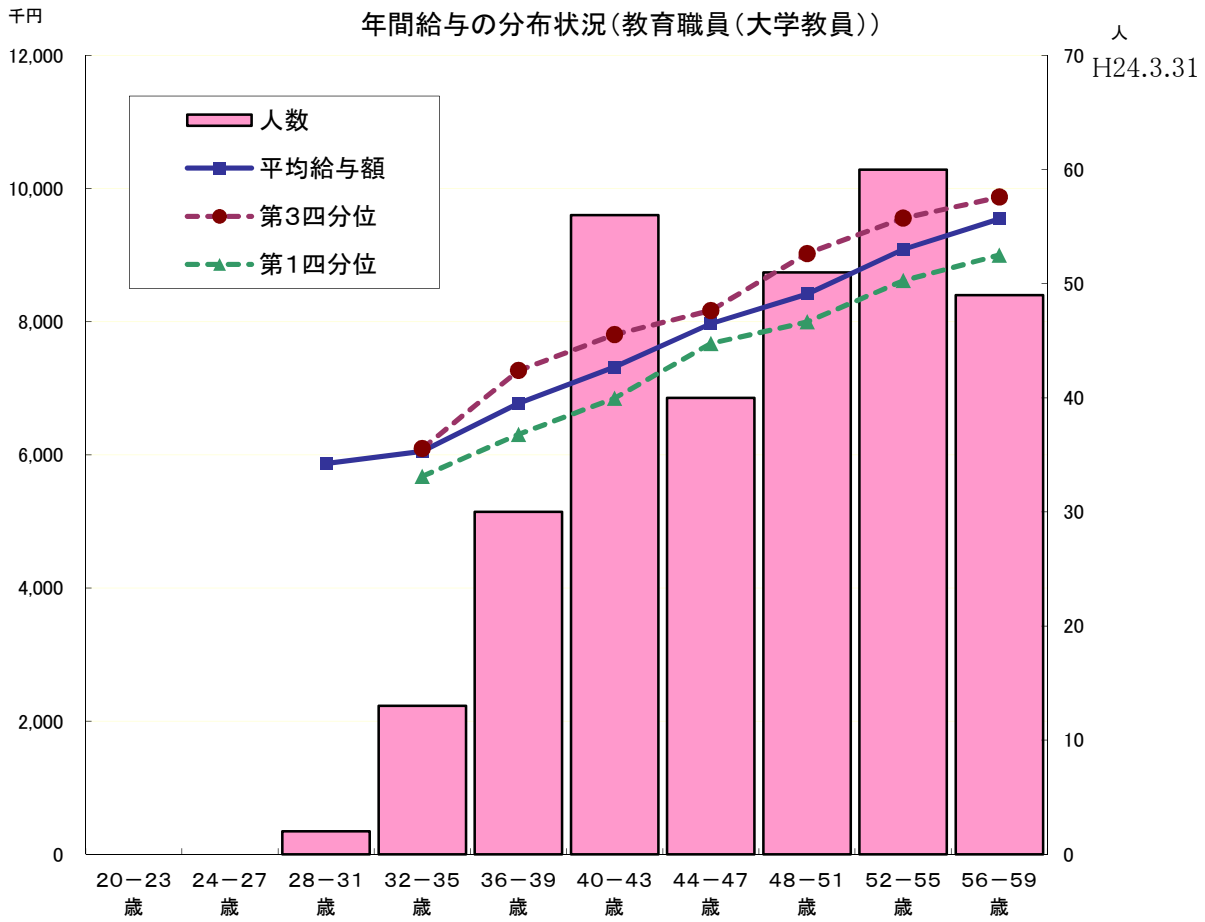


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・課長	25	54.0	7,023	7,473	7,696
・主査(副課長)	36	52.3	6,291	6,495	6,677
・主査	81	42.4	4,874	5,334	5,838
・主事	61	29.0	3,331	3,533	3,739

- 注1:「課長」には、課長相当職である主幹、事務長を含む。
- 注2:「主査(副課長)」には、主査(副課長)相当職である主査(副主幹、副事務長)を含む。
- 注3:「主査」とは、当法人において「係長」相当職の者を示す。
- 注4:「主事」とは、当法人において「係員」相当職の者を示す。



人
H24.3.31

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 (・教授 ・准教授)	186	56.6	8,968	9,568	10,147
	133	46.0	7,365	7,751	8,122

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	課長
人員 (割合)	227人	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	3人 (1.3%)	6人 (2.6%)
年齢(最高 ～最低)		}	}	}	58 49	59 46
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	}	}	7,514 6,458	7,262 5,651
年間給与 額(最高～ 最低)		}	}	}	10,258 8,503	9,416 7,533

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 主査(副課長)	主査(副課長) 主査	主査 主任	主事	主事
人員 (割合)		23人 (10.1%)	44人 (19.4%)	90人 (39.6%)	41人 (18.1%)	20人 (8.8%)
年齢(最高 ～最低)		59 50	58 46	56 32	40 27	28 22
所定内給 与年額(最高 ～最低)		5,877 4,633	5,402 4,358	4,974 2,926	3,273 2,453	2,667 2,185
年間給与 額(最高～ 最低)		7,738 6,291	7,161 5,955	6,528 3,921	4,255 3,250	3,430 2,903

教育職員(大学教員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教	—
人員 (割合)	366人	0人 ()%	186人 (50.8%)	133人 (36.3%)	8人 (2.2%)	39人 (10.7%)	0人 ()%
年齢(最高 ～最低)		}	64 42	63 33	51 36	52 31	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	8,603 5,822	6,764 4,529	5,393 4,795	5,251 3,982	}
年間給与 額(最高～ 最低)		}	11,566 7,909	9,183 6,094	7,289 6,381	6,915 5,234	}

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.9	% 65.9	% 64.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.1	% 34.1	% 35.5
	最高～最低	% 46.1～33.3	% 48.9～30.8	% 47.6～32.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 66.3	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 33.7	% 34.9
	最高～最低	% 41.7～32.6	% 38.9～31.0	% 38.8～32.2

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.6	% 64.2	% 63.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.4	% 35.8	% 36.6
	最高～最低	% 50.0～33.9	% 46.1～31.8	% 46.3～33.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 66.6	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 33.4	% 34.8
	最高～最低	% 41.7～32.1	% 38.9～29.7	% 40.2～30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

対国家公務員(行政職(一))

87.4

対他の国立大学法人等

99.5

教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等

95.4

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 87.4	
	参考	地域勘案 95.3 学歴勘案 88.0 地域・学歴勘案 95.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 64.3% (国からの財政支出額 7,915百万円、支出予算の総額 12,319百万円：平成23年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出割合が50%以上を占めているが、「対国家公務員指数」が100以下であるため、給与水準は適正なものであると考えている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成22年度決算)	
講ずる措置	今後とも給与水準が適正となるよう、努めてまいりたい。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.6

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指標である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度)の教育職(一)との給与水準(年額)の比較指標である。〕

III 総人件費について

区分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,619,410	5,694,183	△74,773	(△1.3)	△74,773	(△1.3)
退職手当支給額 (B)	692,500	696,648	△4,148	(△0.6)	△4,148	(△0.6)
非常勤役職員等給与 (C)	596,817	541,908	54,909	(10.1)	54,909	(10.1)
福利厚生費 (D)	763,295	725,156	38,139	(5.3)	38,139	(5.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	7,672,022	7,657,895	14,127	(0.2)	14,127	(0.2)

注1: 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費等及び受託事業費等により雇用された非常勤職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(13) 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2: 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」について、対前年度比における増減状況についての説明

給与、報酬等支給総額の対前年度比はマイナス1.3%であるが、人件費削減の取り組みによる減少と考えられる。

最広義人件費の対前年度比はプラス0.2%であるが、受託研究費、受託事業費、補助金、寄附金等で雇用された非常勤職員が増加したことや、法定福利費の増加により、事業主負担が増加したことが大きな要因と考えられる。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

本学の教育研究等の目標達成のために必要な人員の確保と効率性を勘案しつつ、適正な人員管理を行い、人件費の削減に努める。

ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

本学の教育研究等の目標達成のために必要な人員の確保と効率性を勘案しつつ、人件費管理計画を策定し、人件費の削減に努める。

iii) 人件費削減の取組の進捗状況

教員3名及び事務系職員5名を削減すると共に教員の欠員後補充を6ヶ月凍結するなどにより、平成17年度人件費予算相当額に対して、平成23年度は計画を上回る削減となった。

・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」 6,789,148千円

・平成18年度の「給与、報酬等支給総額」 6,266,346千円

・平成19年度の「給与、報酬等支給総額」 6,244,146千円

・平成20年度の「給与、報酬等支給総額」 6,060,886千円

・平成21年度の「給与、報酬等支給総額」 5,870,064千円

・平成22年度の「給与、報酬等支給総額」 5,694,183千円

・当年度(平成23年度)の「給与、報酬等支給総額」 5,619,410千円

・当年度までの各年度の人件費削減率

計算式=(各年度の金額-基準年度(平成17年度)の金額)÷基準年度(平成17年度)の金額×100

・当年度までの各年度の人件費削減率(補正值)

計算式=((各年度の金額-基準年度(平成17年度)の金額)÷基準年度(平成17年度)の金額×100)

-(基準年度から当年度までの各年度の行政職(一)職員の平均年間給与の増減率の和)

【主務大臣の検証結果】

「平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。」

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	6,789,148	6,266,346	6,244,146	6,060,886	5,870,065	5,694,183
人件費削減率 (%)		△ 7.7	△ 8.0	△ 10.7	△ 13.5	△ 16.1
人件費削減率(補正值) (%)		△ 7.7	△ 8.7	△ 11.4	△ 11.8	△ 12.9

年 度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,619,410
人件費削減率 (%)	△ 17.2
人件費削減率(補正值) (%)	△ 13.8

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注3:上記平成23年度の人件費削減率(補正值)では△13.8%という数値であるが、人勸部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、△14.0%という数値となる。

③そのほか、法人が総人件費について考慮すべき事項、説明すべき事項について

- ・当年度(平成23年度)の「給与、報酬等支給総額」 5,619,410千円 … a
- ・平成17年度の「人件費予算相当額」 6,789,148千円 … b
- ・人件費の削減率(対人件費予算相当額) マイナス17.2%

(注) 計算式 = $(a - b) \div b \times 100$

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の給与減額措置を講ずることとした。

① 役員

・平成24年7月から実施

② 職員

・平成24年7月から実施